

さぎんファームバンキングサービス利用規定

第1条 さぎんファームバンキングサービス

1. さぎんファームバンキングサービス
「さぎんファームバンキングサービス」（以下「本サービス」といいます。）は、佐賀銀行（以下「当行」といいます。）に対し書面による所定の手続を完了したご利用者（以下「お客さま」といいます。）が自ら占有・管理するパーソナルコンピュータ、ファームバンキング専用端末等の端末機器（以下「端末」といいます。）により、照会取引、振込振替取引サービスを行うことができるサービスをいいます。
2. 利用時間
本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。利用時間は利用するサービスにより異なる場合があります。また、当行はお客さまに事前に通知することなく利用時間を変更することができるものとします。
3. 基本手数料等
(1)本サービスの利用にあたっては、当行所定の基本手数料をいただきます。基本手数料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手の提出なしに、本サービスの手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引落します。
(2)当行は基本手数料を、お客さまに事前に通知することなく変更することができるものとします。基本手数料以外の本サービスに係る諸手数料についても、新設あるいは改定する場合があります。これらの手数料についても当行所定の方法により引落します。
4. 取引限度額の設定
「1日あたりの支払限度額」の上限は、あらかじめお客さまが当行に届出た金額の範囲内とします。また、この取扱による1回あたりの振込振替金額の限度は、あらかじめお客さまが当行へ届出た金額の範囲内とします。

第2条 利用申込

1. サービス利用対象者
本サービスは当行が申込みを承諾した法人、法人格のない団体、または個人事業主を対象とします。お客さまは本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。
2. 申込手続
(1)お客さまは、本サービスの利用の申込みに際して、当行所定の方法によりお客さまの「暗証番号」その他必要な事項を届出るものとします。
(2)このサービスの利用開始日は、お客さまから提出を受けた本サービスの申込書にもとづいて、利用のための登録手続を行った後とします。
3. サービス利用口座の登録
本サービスを利用できる口座は、お客さまが本サービスの申込書により届出たお客さま名義の当行所定の預金口座とします。
4. 印鑑照合など
(1)お客さまが申込書に押印した印影を申込口座および手数料引落口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、申込書につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
(2)本サービスの申込内容に変更がある場合は、申込口座の届出印により新たに申込書を提出してください。（ただし、申込口座の変更はできません。）この場合も相当の注意をもって印鑑を照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、申込書につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

第3条 本人の確認

1. 本人確認
(1)本サービスにおける本人確認は、当行が受信した加入者番号（あらかじめお客さまが当行へ届出た支払指定口座、暗証番号、電話番号、またはV A L U X接続 I D）が当行に登録されている加入者番号と一致すること、その他当行が定める方法により行います。
本人確認に使用する暗証番号やその他の本人確認方法の規格、設定数、設定方法等は当行が定めるものとし、当行が必要とする場合、お客さまの承諾なしに、これらを変更することができるものとし、変更する場合は書面により通知します。
(2)当行が、本規定（当行所定事項に定める事項を含みます。）にしたがって本人を確認し、依頼された取引が成立した場合、暗証番号等について不正使用、その他の事故があっても当行は当該依頼をお客さまの意思に基づく有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。暗証番号は、お客さまが厳重に管理し、その内容を第三者にもらしたり、紛失・盗難にあわないよう十分注意してください。

2. 暗証番号の管理
(1)暗証番号は重要な情報です。お客さまが暗証番号を指定する場合は、当行指定の文字数を指定してください。
また、暗証番号の指定にあたっては、生年月日や電話番号等、第三者から推測可能な番号の指定は避けるとともに、お客さまの責任において第三者に知られないよう厳重に管理してください。なお、当行は暗証番号の照会に対して回答は行いません。また当行員が暗証番号をお尋ねしたりすることはありません。
(2)暗証番号を失念したり、他人に知られたような場合は、すみやかに取引店まで届け出てください。なお、当行への届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
(3)お客さまが暗証番号の入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱いを中止することができるものとします。

第4条 取引の依頼

1. 取引の依頼方法
本サービスにおける取引の依頼は、暗証番号および取引に必要な事項をお客さまが自己の端末を使用して当行に伝送して行うものとします。
2. 依頼内容の確定
(1)当行が取引の依頼を受付けた場合、お客さまの端末画面上に依頼内容確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、当行の指定する方法で確認した旨を当行に伝送してください。当行が伝送された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものととして受付完了確認画面を表示し、当行が定めた方法で各取引の手続を行います。
(2)取引の依頼事項は当行において電磁的記録等により相当期間保存します。お客さまと当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとします。

第5条 振込振替取引

1. 内容
(1)振込振替取引とは、お客さまからの端末による依頼にもとづき、申込口座（以下「支払指定口座」といいます。）から指定金額を引落しのうえ、振込振替口座へ入金する取引をいいます。振込先として指定できる取扱店は、当行の本支店及び「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店とします。
(2)翌営業日以降の振込日付を指定する振込振替（以下「振込振替予約」といいます。）ができます。なお、振込振替予約は、当行所定の範囲で振込指定日を指定する事ができます。また、振込指定日の範囲はお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。
(3)振込振替口座への入金は次により取扱います。
①振込振替口座が支払指定口座と同一本支店にある場合でその名義が同一の場合は「振替」として取扱います。
②振込振替口座が支払指定口座と異なる本支店にある場合、または他の金融機関の本支店にある場合、もしくは振込振替口座が支払指定口座と異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。なお、振込の取引については、当行所定の振込手数料をいただきます。
2. 受付事項の処理
(1)受付を完了した振込振替の依頼内容は、原則として受付日当日に処理を行います。ただし、振込振替予約につきましては、振込日前日に処理を行います。
(2)振込振替予約で振込振替口座が複数ある場合は、支払指定口座の残高に応じて、当行所定の方法により処理します。
3. 取引の成立
(1)取引依頼の確定時（ただし、振込振替予約の場合には、処理指定日の当行所定の時刻）に、振込振替資金、振込手数料等を、当行の普通預金規定、当座勘定規定、通知預金規定、各種カードローン規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手の提出なしに、支払指定口座から自動的に引落します。
(2)振込振替契約は、振込振替資金を当行が引落した時に成立するものとします。
(3)振込振替契約が成立した場合、当行は依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。
(4)次のいずれかに該当する場合、振込振替サービスによる振込または振替の取引はできません。
①停電、故障等により取り扱えない場合
②申込内容にもとづく払込金額に当行所定の利用手数料を加えた金額が、手続時点においてお客さまの口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。）を超える場合
③振込振替金額が、支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）またはお客さまがあらかじめ当行へ届出た支払指定口座1口座の1日の支払限度額あるいは1回あたり

の入金限度額をこえるとき

- ④支払指定口座あるいは入金指定口座が解約済みの場合
 - ⑤支払指定口座への支払禁止、あるいは入金指定口座への入金禁止の届出があり、それにもとづき当該口座へ所定の手続きがとられているとき
 - ⑥差押等やむをえない事情があり当行が不適当と認めた場合
 - ⑦当行所定の回数を超えて暗証番号を誤ってお客さまの端末に入力した場合
 - ⑧その他当行が必要と認めた場合
- (5)振込振替取引の完了後は、速やかに預金通帳への記入、または端末からの照会等により取引内容を照会してください。万一、取引内容、残高の内容に不明な点がある場合は直ちに取引店に連絡してください。

4. 振込振替予約における振込振替資金の引落不能時の取扱い

振込振替予約において、処理指定日の当行所定の時刻に振込振替資金の引落しができないときは、その依頼がなかったものとして、振込または振替の取引はしません。この場合、当行は、お客さまに対し振込振替資金の引落し不能の旨の通知は行いません。

5. 依頼内容の取消

お客さまは振込振替予約について、振込振替指定日の前営業日の当行所定の時間までに、端末を用いて所定の方法により取消を行うことができます。

6. 依頼内容の組戻し

- (1)当行がお客さまから振込を受付けた後、お客さまが当該振込の組戻しまたは変更を依頼する場合は、申込口座のある当行本支店にて当行所定の方法により取扱います。
- (2)当行は、お客さまからの依頼内容にもとづき、組戻し依頼または振込内容の変更依頼の発信処理を振込先の金融機関に行います。
- (3)組戻し依頼を受付けた場合でも、振込資金が入金済みの場合等で組戻しができないことがあります。この場合は受取人との間で協議してください。
- (4)「組戻し」の取扱いを行った場合は、当行所定の組戻手数料をいただきます。

第6条 照会取引

1. 内容

照会取引とは、お客さまからの端末による照会依頼にもとづき、支払指定口座については、残高照会、入出金明細などの取引内容の提供を受けることができる取引をいいます。

2. 照会可能期間

照会取引では、当行が定める期間内の取引内容を回答します。ただし、当行はこの期間をお客さまに事前に通知することなく変更することができるものとします。

3. 回答内容の取消・訂正

照会取引において当行が回答した内容は残高等を証明するものではありません。したがって、照会口座宛の振込金について取消・訂正等があった場合、その他の理由により、当行が回答した内容が変更される場合があります。当行は、このような取消・訂正等によりお客さまに生じた損害については、責任を負いません。

第7条 届出事項の変更等

1. 届出事項の変更等

預金口座および本サービスに関する印章、氏名、住所、電話番号、またはV A L U X接続ID、その他の届出事項に変更があったときには、当行の定める方法（本規定、各種預金規定およびその他の取引規定で定める方法を含みます。）により直ちに当行に届出てください。

2. 届出の効力

変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理終了前に生じた損害等については、当行は責任を負いません。

3. 未着の場合の取扱い

前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの送信、通知または当行が送付する書類が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第8条 暗証番号の盗用・不正使用など

1. 暗証番号が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合（機器の盗難、遺失などの場合を含みます。）、お客さまは当行所定の時間内に電話等により当行に届出てください。届出の受付により、当行は本サービスの利用を停止します。

2. 暗証番号の盗用・不正使用により、前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。本サービスの利用を再開するときは、当行に連絡のうえ当行所定の手続きをとってください。

第9条 免責事項等

1. 次の場合において本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1)システムの変更・災害等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があったとき
- (2)当行及び金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策（当行所定のセキュリティ手段を含みます。）を講じていたにもかかわらず、システム、端末機または通信回線等の障害が生じたとき
- (3)当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

2. 本サービスにおいて当行が所定の確認手続により送信者をお客さまとみなして取扱いを行った場合は、ソフトウェア、端末、暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。お客さまは、ソフトウェア、端末、暗証番号等を第三者に不正使用されないよう厳重に管理してください。また、ソフトウェア、端末、暗証番号の異常によるエラー、盗難等の事故または暗証番号が漏洩したおそれがある場合には、当行所定の時間内に当行に届出てください。

3. お客さまは、本サービスの利用にあたりお客さま自身が占有・管理するパソコン等の端末を使用し、自己の責任と負担において端末が正常に稼動する環境を確保してください。当行はこの規定により端末が正常に稼動することを保証するものではありません。端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない場合、または成立した場合、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. お客さまが当行に対する届出事項の変更を怠ったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

第10条 解約など

1. 解約

本サービスは、当行またはお客さまの一方の都合でいつでも解約することができるものとします。

2. お客さまによる解約

- (1)お客さまによる解約の場合は、当行所定の書面を提出するものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2)前記の規定にかかわらず、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当行が必要と認めた場合については、即時に解約できない場合があります。

3. 当行からの解約

- (1)当行の都合により本サービスを解約する場合は、お客さまの届出住所宛に解約の通知を行います。
- (2)当行が解約の通知を届出住所にあてて発信し、その通知が延着または到着しなかった（受領拒否の場合も含みます。）場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3)お客さまに以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでもお客さまに通知することなく、サービスの全部または一部を中止または解約することができるものとします。
 - ①支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき
 - ②手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ③住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
 - ④当行に支払うべき所定の手数料等の未払いが生じたとき
 - ⑤1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
 - ⑥相続の開始があったとき
 - ⑦解散、その他営業活動を休止したとき
 - ⑧不正にサービスを利用する等、サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
 - ⑨反社会的勢力であることが判明したとき

[1]お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

[2]お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

A.暴力的な要求行為

B.法的な責任を超えた不当な要求行為

C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E.その他前各号に準ずる行為

⑩その他お客さまが本規定に違反したとき

4. 申込口座の解約

申込口座の解約、またはお客さまの都合で申込口座を変更する場合は、本サービスは解約の扱いとさせていただきますので、直ちに書面により解約の届出をしてください。

5. 本サービスが解約等により終了した場合には、お客さまは、解約日までに発生した本サービス利用に伴う当行に対する手数料等の全額を、当行の指示に従い、一括して支払うものとします。なお、当行は、すでに支払われた基本手数料等については、払戻しいたしません。

第11条 サービス内容・規定等の変更

1. サービスの追加

本サービスに今後追加するサービスについて、お客さまは新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。

2. サービスの休止

当行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本サービスを休止することができるものとし、休止時期、期間および内容については、当行のホームページその他の方法により通知します。

3. サービスの廃止

本サービスの全部または一部について、当行はお客さまに事前に通知することなく廃止することができるものとします。サービスの一部を廃止する場合、本規定を変更することがあります。

4. 規定の変更

当行は、必要がある場合、本規定および利用方法（当行の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。この場合、当行は、変更の都度当行のホームページ、当行本支店の店頭、ダイレクトメール等当行所定の方法によりお客さまに告知します。変更日以降は、変更後の規定により取扱うものとしますので、本サービスを利用する際には、変更後の利用規定を確認のうえご利用ください。規定の変更が行われた後に、お客さまが本サービスを利用した場合は、変更後の規定を承認したものとみなします。

第12条 サービスの利用期間

本サービスの利用期間は、当初申込日から1年間とし、お客さままたは当行から特に申し出がない限り、期間満了の日の翌日から更に1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

第13条 譲渡、質入等の禁止

本サービスの利用にかかるお客さまの権利および預金等は、譲渡、質入することはできません。

第14条 関連規定の適用・準用

本規定に定めのない事項については、当行の普通預金規定、当座勘定規定等各種預金規定および振込規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間で取扱が異なる場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

第15条 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当行本店または申込代表口座開設店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(以 上)